



全私保連ニュース

《平成30年度 3号 7月31日発行》

子ども・子育て会議（第36回）の開催について

議題：「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について」

日時：7月30日（月）9：30～12：00 於：中央合同庁舎4号館 12階 共用1208 特別会議室

7月30日（月）内閣府「子ども・子育て会議（第36回）」が開催され、全私保連 塚本秀一 常務理事が委員として出席し意見を述べました（内容後掲）。今回は議題について各委員の意見を聴取しての課題整理と、内閣府、厚生労働省からの政策説明が行われました。

【議事概要】

内閣府から、「子ども・子育て支援新制度」見直しに係るスケジュール、新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する項目の内容についての説明と、関連して2020年度からの「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画」作成に係るスケジュール（第二期計画作成のための利用希望把握調査）と、同事業計画における「量の見込み」算出等の考え方、それ等に関する来年度「基本指針」の改訂方針について、それぞれ説明がなされました。また「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告」が、今回の会議で公表されました。

その後各委員により、予め提出した意見書に基づいて意見表明が行われ、厚生労働省から児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策、そして都道府県社会的養育推進計画の策定要領の概要について説明の後、各委員からの全体の質疑応答を行いました。

【配布資料】

- 資料1-1 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係るスケジュール（案）
- 資料1-2 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について
- 資料1-3 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに当たり検討が必要な事項についての御意見
- 資料1-4 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（案）の概要
- 資料2-1 経済財政運営と改革の基本方針 2018（抜粋）
- 資料2-2 幼児教育の無償化について
- 資料3 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告
- 資料4-1 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策のポイント
- 資料4-2 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策
- 資料5-1 都道府県社会的養育推進計画の策定要領の概要
- 資料5-2 都道府県社会的養育推進計画の策定要領
- 参考資料1-1 新しい経済政策パッケージ（抜粋）
- 参考資料1-2 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」報告書
- 参考資料2 委員提出資料

【塚本委員発言要旨】

- ① 保育士資格並びに幼稚園教諭免許の取得特例について要望します。先般資料で示されたとおり、平成 29 年度開始時点では、幼保連携型認定こども園に勤務している保育教諭の 10.8% がどちらか一つの資格又は免許しか保有していない状況です。これらの方々は鋭意努力していますが、勤務をしながら、また限られた定員内であることなどから、もう一方の資格・免許の取得は容易ではありません。特に、離島やへき地など、都市部以外では十分な取得の機会が提供されていません。こうした事情をご賢察いただき、この特例措置の延長をお願いいたします。
- ② 幼保連携型認定こども園に係る「施設長に係る経過措置」「保健師・看護師・准看護師のみなし保育教諭の特例」「保育教諭の資格特例」の 3 点についても延長の措置を要望します。これらについては、当連盟の会員園から事務局に強い要望が寄せられています。特に都市部においては、待機児童解消策を優先させるため、子育て安心プランに基づき待機児童ゼロを実現している 2020 年度以降に移行を計画している園も多いところです。そうした園も移行特例が活用できるように特例措置のさらなる延長を切望いたします。

【各委員から出された意見の主な発言の概要】

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、子ども・子育て支援に消費税分以外も含めて財源確保していく旨が明記されたのは極めて重要なことと捉えている。
- ・幼稚園教諭免許と保育士資格の取得特例について、未だに 10.8%の方がどちらかの免許・資格しか保有していないとの調査結果が示されている。保育の質向上にもつながることから、経過措置の延長をするとともにインセンティブをかけるべきと考える。
- ・3 歳児以上の遊戯室を 3 階以上に設置できることとした規制緩和については反対である。園庭は重要なものであると考えている。保育の質低下につながる緩和はするべきでない。
- ・教員免許更新講習の受講枠拡大を求める。また、保育士等キャリアアップ研修と教員免許更新講習との内容が一部重複していると思われることから、横断的な研修受講を認めていただきたい。
- ・食材料費について、1 号認定と 2 号・3 号認定では負担方法が異なっている。認定こども園には 1 号認定、2 号・3 号認定の両方の子どもが在籍していることから、公平性の確保を求める。また、調理員・栄養士配置について食材料費とは関係なく公定価格に含まれることを確認したい。
- ・幼児教育無償化について、認可外施設も一部認められたことによって玉石混淆とならないよう配慮をお願いしたい。
- ・企業主導型保育については少しずつ広がりを見せているものの、企業の認知度は不十分である。より一層の周知をお願いしたい。
- ・各法人における経営実態の正確な把握と比較が必要である。公定価格の加算化・減算化についても検討を進めていただきたい。政策効果の実証的な把握と検証も必要である。併せて安定的な財源確保も求める。
- ・経過措置が必要になった理由に基づいて延長継続とするか検討していただきたい。
- ・自治体ごとに書類のフォーマットが異なることから、各施設における事務処理の負担が大きい。各種手続きの簡略化、書式やルールの統一などにより事務負担の軽減を早急に進めていただきたい。
- ・保育所長の設置について、現在は加算であるが公定価格の基本分単価に組み入れ、不在時に減算する方法とすべきである。
- ・人口減少地域においては都市部と違った対策が必要となる。地域区分の見直しとも密接であり整理は難しいと考えるが、議論を進めていただきたい。

- 保育所における給食費には 3 歳児以上の主食費が含まれていないが、公定価格に含めて保護者からの実費徴収がないようにするべきである。
- 保育の質向上には職員の処遇改善が必要である。国家公務員福祉職俸給表に基づき保育士給与が定められているが、俸給表の見直しも含めて更なる改善を求めたい。
- 幼児教育無償化よりも待機児童対策が優先されるべきである。
- 小規模保育事業などにおける連携施設確保については、事業者だけで対応することは困難である。自治体にも関与していただきたい。
- 処遇改善がいつまで続くのかとの不安を訴える声を耳にする。抜本的な給与改善などで待遇保障を行っていただきたい。
- これから新制度へ移行する施設もあることから、経過措置延長は確実に実施されるべきである。保育の質確保は量の拡大と両輪の関係にある。どちらも更に促進していただきたい。
- 食材料費の負担方法に関して、給食は子どもの健全育成に大きな役割を果たすものであり、すでに保育の一部であると認識している。アレルギー対応なども重要となっている。慎重に議論を進めていただきたい。

(内閣府)

- 処遇改善等加算Ⅱに係る研修と教員免許更新講習との関連について、それぞれで位置づけを兼ねるよう検討を進めているところである。教員免許更新講習の受講を保育士等キャリアアップ研修の一部と認める方針である。
- 調理員・栄養士に係る費用は人件費であり、公費負担である。食材料費とは財源構成が異なる。
- 書式の統一・標準化については自治体と引き続き相談していきたい。就労証明書については一部様式の統一が図られているところである。

(厚生労働省)

- 幼児教育無償化の認可外施設への措置は待機児童対策に関係してなされるものであり、基本的には公定価格内における措置であるとの認識である。
- 認可外施設の無償化措置と保育の質の関係については、認可を基本として考え、認可化移行を進めていく方針である。
- 小規模保育事業の連携施設については、実態把握をした上で子ども・子育て会議に報告したい。

(文部科学省)

- 内閣府からも回答があったとおり、教員免許更新講習と保育士等キャリアアップ研修については検討していく。受講枠拡大についても通信講座の増加なども含めて取り組んでいく。

☆ 下記の内閣府サイトより資料入手及び動画の視聴ができます(配信までに日数を要する場合があります)。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

* 全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp